

第1章 景観づくりの理念と姿勢

第1章では、計画の位置付けや構成などの基本的な事項と景観づくりの理念、姿勢を示します。

1. 計画の位置付け

(1) 「生駒市景観形成基本計画」とは

「生駒市景観形成基本計画」は「生駒市景観条例」に基づいて定めるもので、本市の最上位計画である「生駒市総合計画」に則したものです。

(2) これまでの経緯

本市では、平成6年3月に市全体の景観づくりに関する指針として「生駒市都市景観形成ガイドプラン」を、また、より具体的な景観づくりを促進するため、地域の特性に応じた景観づくりの指針を示した「生駒市景観形成基本計画」を策定しました。

その後、平成16年に景観法が施行され、本市も平成23年1月1日に同法に基づく景観行政団体となりました。平成22年12月27日に生駒市景観条例を制定するとともに、平成23年4月1日には景観法に基づく生駒市景観計画を策定し、景観に関する法的な規制の枠組みを整えました。

生駒市景観計画の策定により、景観行政団体として一定の規制の方向性は担保されたものの、景観条例に規定された本市の景観に係るマスタープランとして生駒市景観形成基本計画の策定が必要となっています。上述の二つの計画が策定されてから15年以上が経過した現在、本市の景観の大きな構造は変わっていませんが、鉄道沿線での住宅地の開発や学研都市の整備が進んできたことにより、市民・事業者・行政のまちづくりに対する考え方は大きく変化してきています。生駒市景観形成基本計画は、こうした変化を踏まえ、将来の本市における景観づくりの方向を示していくために、二つの計画を統合し策定するものです。

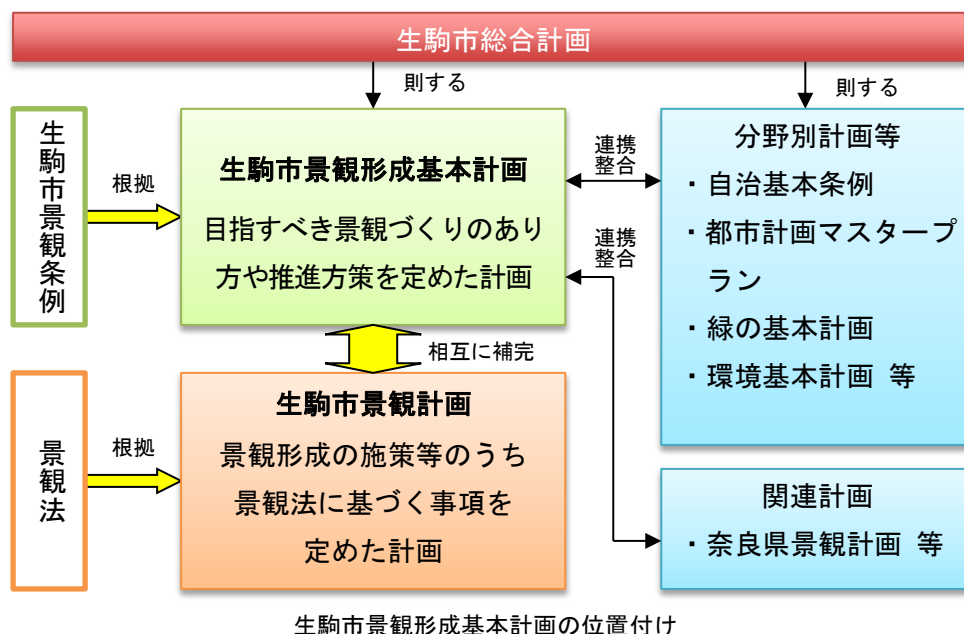
(3) 施策等の展開や連携

本計画の推進に当たっては、生駒らしい景観づくりの方法についての啓発や、定着を目指した取組を進めていきます。景観法に基づく建築物等の規制等を定める「生駒市景観計画」をはじめとした、良好な景観づくりに向けた様々な施策も併せて展開していきます。

自治基本条例等の関連条例のほか、「都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」「環境基本計画」等の分野別の計画との連携・整合を図り、さらに奈良県が定める「奈良県景観計画」とも連携・整合しながら、良好な景観づくりを進めていきます。

(4) 今後の「生駒市景観形成基本計画」

本計画は、本市の景観を取り巻く状況や、景観づくりの取組の進展に則して、必要に応じて見直しを行うものとしします。



<基本計画と景観計画は何が違うの？>

景観計画は、景観法に基づく建築物等の「規制」を中心とした事項を定め、建築等を行う時に守るべき最低限必要なルールを決めています。

しかし、「規制」は良好な景観づくりのための手段の一つです。景観づくりは市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割を担いながら、協働で取組を進めていくことが必要です。

まずは市民・事業者・行政が生駒らしい景観を理解できるように、また景観づくりについての意識が高まるよう「啓発」し、景観づくりにかかわる様々な取組を「誘導」し、取組が円滑に進むように「支援」することにより、市民や事業者の取組を促進し、公共事業において「良好な景観づくりを先導する」等総合的に推進方策を考えていく必要があります。

基本計画は、協働の取組の拠りどころとなる生駒らしい景観や、景観づくりのあり方、その推進に向けた様々な方策を定めた、景観づくりのマスタープランとしての役割を担うものです。市民・事業者・行政が基本計画をもとにして、良好な景観づくりに向けて一丸となって取り組んでいくための指針となるものです。

2. 景観づくりの理念

わたしたちは、生駒らしい景観が、本市にかかわるすべての人の共有のものであることを認識するとともに、異なる立場の人が、それぞれに地域社会の構成員であることを認識し、相互に協働しながら、守り、つくり、育て、時には改めて、次代を担う世代に残していかなければなりません。

そのため、次のように理念を定め、良好な景観の形成を進めていきます。

【理念】

- 生駒らしい景観の特性を読み解き、地勢、地域の特性に応じた景観形成を図ります。
- 豊かな緑に彩られた住宅都市である生駒の景観を尊重した景観形成を図ります。
- 歴史や文化に今一度目をむけ、生駒を再発見できる景観形成を図ります。
- 生駒にかかわるすべての人が快適な生活を享受でき、将来の世代に引き継げる景観形成を図ります。

3. 景観づくりの姿勢

景観づくりの理念を踏まえ、生駒らしい景観づくりに取り組んでいく時に、特に大切にすべき考え方を景観づくりの姿勢として示しています。

(1) 生駒らしい景観の特徴を理解する

将来における本市の景観づくりの方向を考える上では、これまで培ってきた良い景観の特徴である景観面での生駒らしさの本質（「無名の質」※）を理解する必要があります。「生駒らしい良い景観をつくっていこう」といっても、「生駒らしい景観」とはどのようなものなのか、また何が「良い景観」なのかが分からなければ、どのような景観を目指せば良いのか分からないからです。

多くの人が訪れるような歴史的景観や都市的景観の特徴とは異なる本市の景観は、大部分が日常の何気ない「普通の景観」です。その中にある良いものを見つけ、どのようにいかせば良いのかを考えていくことが景観づくりでは重要になります。

まずは、生駒らしい景観の特徴を知るために、生駒らしい景観が生み出されている背景にまで目を向け深く理解することが、生駒らしい景観づくりのはじめの一歩です。

無名の質とは

建築家クリストファー・アレグザンダーが著書『時を超えた建設の道』の中で示した考え方です。

人に感動を与える歴史的建造物と、人に感動を与えない近代の建造物や都市との間にはどのような違いがあるのかを追求する中で、その違いは、一言では名付けることができない知覚や経験の「質」によるものだという考えに至り、その言い表せない質を「無名の質」と呼びました。

(2) 生駒らしい景観を構成する要素を見い出す

生駒らしい良い景観の特徴が分かったとしても、どのように成り立っているのかが分からなければ、具体的にどうやってつくっていけば良いのか分かりません。

誰もが何となく感じる良い建物や良いまちには、実は普遍的な共通の要素があります。これらの共通する要素をパターンとして見出し、誰もが使えるようにすることで、いきいきとした建物やまちを生み出すことができる、という考え方が「パタン・ランゲージ」(※)です。

生駒らしい景観をつくっていくためには、それらがどのような要素で構成されているのかを見い出していく必要があります。「パタン・ランゲージ」の手法を取り入れながら、生駒らしい景観に共通する普遍的な要素を「パターン」として見出し、うまく組み合わせることで、生駒らしい景観をつくっていくことが可能となるのです。

パタン・ランゲージとは

クリストファー・アレグザンダーは1977年に『パタン・ランゲージ』を著し、人々が「ここちよい」と感じる環境の質を分析して、計253のパターンを挙げ、それらの組み合わせ・関連によって都市をつくっていく方法論を提示しました。

日本でも神奈川県^{まなづるちょう}真鶴町の「美の条例」や、埼玉県川越市の67のパターンから成る「川越一番街町づくり規範」がつくられています。

(3) 市民・事業者・行政が 協働で生駒らしい景観をつくる

景観は骨格となる地形の上に、これまで培われてきた地域形成の歴史が重なり、人々の営みが展開された結果、目に見える環境として表れてくるものです。つまり、景観は様々な立場の人々の営みによってつくられているのです。

景観づくりは、市民・事業者・行政といった立場の違いを超えて協働で取り組んでいくことが必要です。立場の異なる人々が、それぞれの立場に応じた方法により、共通の目標を目指して取り組んでいくことが協働です。協働を進めていくためには目標像を共有することが必要となります。

生駒らしい景観を目指して協働で取り組んでいくためには、まずは生駒らしい景観の特徴を理解した上で、特徴を構成する要素を見出し、その要素を組み合わせることで景観づくりを進めていくという方法を共有しなければなりません。

そしてそれぞれの立場からできることを考え、主体的に取り組んでいくこと、お互いが連携することで取組の効果を高めていくことができます。